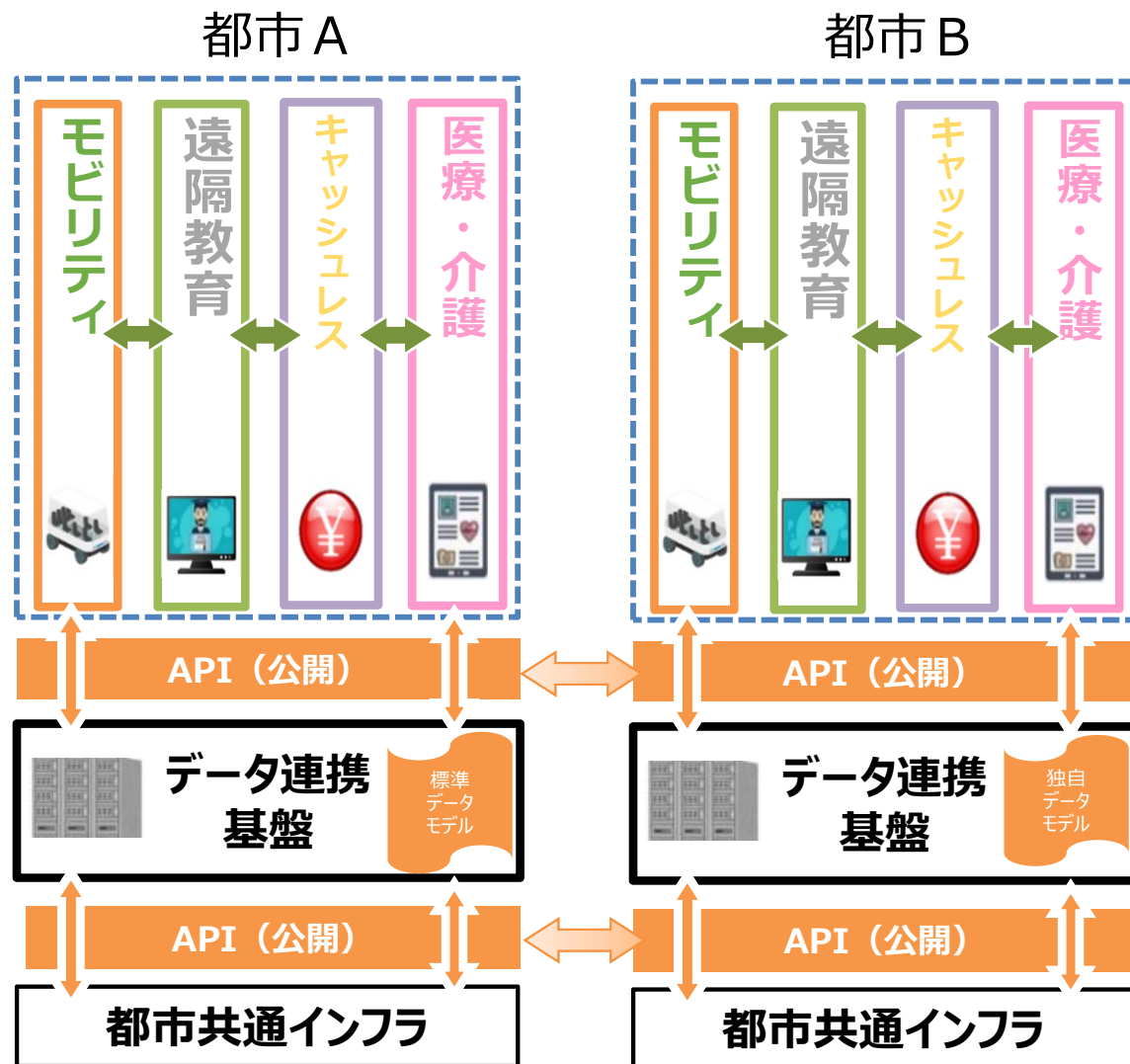


「スーパーシティ」構想について（案）

1. 政省令について（案）
2. スケジュールについて（案）

1. 政省令について（案）①：都市間の相互運用性確保



都市ごとに、バラバラでつながらないデータ連携基盤とならないよう、それぞれのAPI(異なるソフト同士でデータや指令をやりとりするときの接続仕様)を公開

- 良いサービスの都市間横展開が容易に。
- 万一の時でも、サービスを変えずにデータ連携基盤だけ取り替え可能。

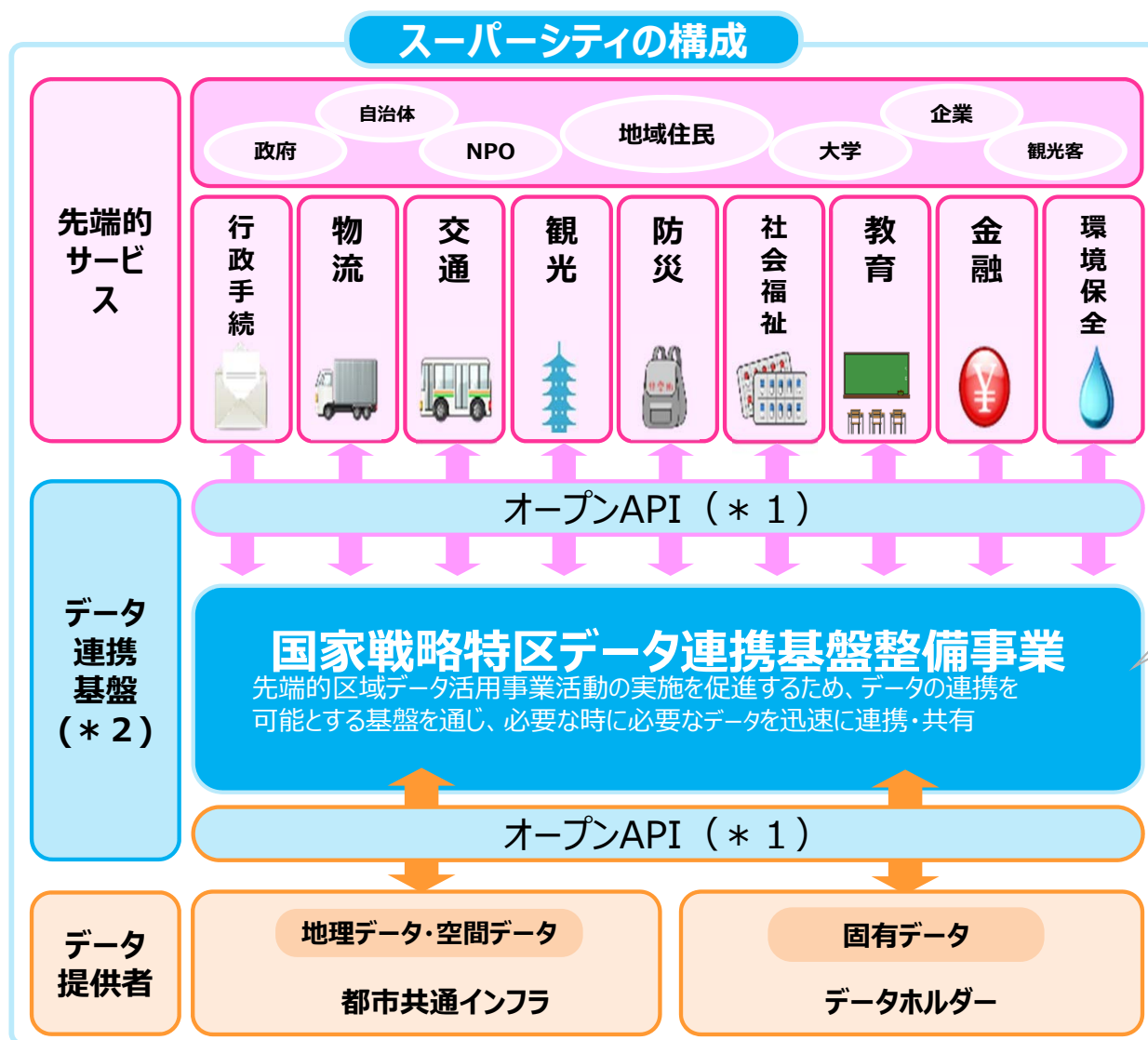


データ連携基盤整備事業者が遵守すべき基準

- API の仕様、取り扱っているデータの種別や内容及び形式、その活用に伴う規約などを公開する。
- その公開方法は、インターネットによる。
- データの提供に関し、不当に差別的な取り扱い等を伴う条件を付してはならない。 など

(※) API : Application Programming Interface

1. 政省令について（案） ② : 安全管理基準



サービス間のデータの連携・共有の要となる、データ連携基盤整備事業者に対しては、サイバーセキュリティ対策等の安全管理基準を規定し、その遵守、適合を内閣府が確認する。

データの安全管理基準

- 責任体制等の確立
- 運用規程等の策定
- 要員（情報処理安全確保支援士等）の確保
- P D C Aサイクルの確立
- 事業継続計画（BCP）の策定 など

(* 1) API : Application Programming Interface (* 2) データ分散方式を推奨。必要に応じてデータ蓄積も許容。

1. 政省令について（案） ③ : 住民等関係者の意向の確認方法

区域会議（特区担当大臣・首長・事業者・住民代表等）において、**区域の住民が抱える社会的課題**を抽出し、整理

区域会議において、**社会的課題の解決に資する先端的服务や、サービス間のデータの連携・共有に関する基本的なプラン（基本構想）**を策定
規制改革事項を抽出

区域会議は、基本構想を申請するにあたり、**区域の住民その他の利害関係者の意向を確認。**

その意向の確認方法を内閣府令で規定（下記）

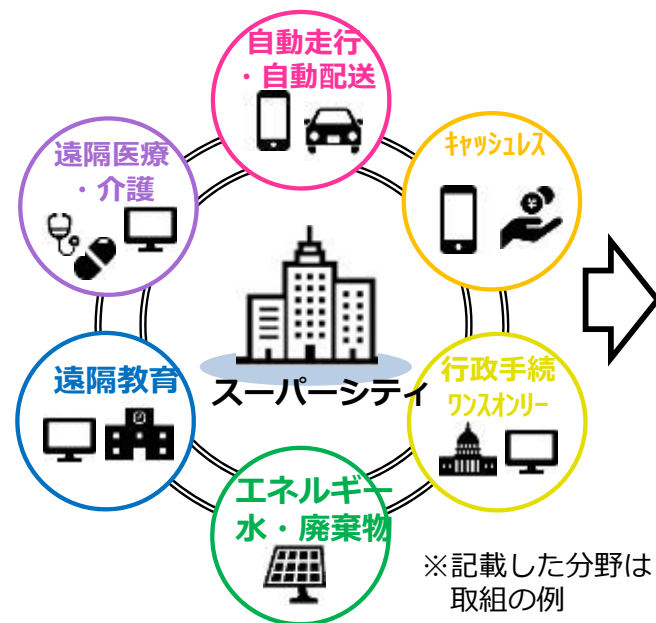
意向の確認方法に関する規定

（１）次のいずれかに該当する措置を講ずるものとする。

- ・関係者から構成される**協議会の議決**
- ・当該区域に係る**議会の議決**
- ・当該区域の**住民の投票**
- ・その他の国家戦略特別区域会議が適切と認める方法

（２）国家戦略特別区域会議は、事前に、公聴会・説明会等の開催等により、当該区域計画又は認定区域計画の変更の案の内容について説明を行うものとする。

住民が抱える社会的課題を解決



2. スケジュールについて（案）

各自治体の検討状況を踏まえつつ、極力、以下のスケジュールで区域指定することを目指す。

次回 第45回国家戦略特別区域諮問会議

・政省令案について

夏頃 国家戦略特別区域諮問会議

・国家戦略特別区域基本方針改定案（区域指定基準含む）

・区域指定作業スケジュール

9月1日 改正法及び政省令の施行

9月日途 スーパーシティの区域指定に係る公募開始

* 選定期間は、自治体のコロナ対応状況を鑑み設定

11月頃 公募締め切り

年内 国家戦略特別区域諮問会議 → スーパーシティの区域指定（政令）